

余市町介護職員人材確保・定着支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に所在する介護事業所等における介護人材の確保及び定着を推進し、介護職員の資質の向上を図り、本町の介護体制の充実に資することを目的として実施する余市町介護職員人材確保・定着支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業概要)

第2条 助成事業等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 外国人介護職員受入支援助成事業 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者が運営する町内に所在する受入事業所（以下「受入事業所」という。）において、外国人介護職員を介護従事者として新たに雇用する者の生活必需品等を購入した経費を助成

(2) 介護職員就労継続支援助成事業 介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の各法に定める、保健医療サービス又は福祉サービスを行う事業所のうち、町内に所在する事業所（以下「町内介護事業所等」という。）に、介護従事者として雇用された町内在住者等へ就労継続期間に応じ支援金を助成（助成対象者等）

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、町税を滞納している場合は、助成の対象としない。

(1) 外国人介護職員受入支援助成事業 次の表に掲げる受入事業所であって、外国人介護職員（次のアからオのいずれかに該当する者をいう。以下同じ）を介護従事者として新たに雇用した事業所

サービスの種別	介護事業所の種別
介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
指定居宅サービス	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護
-----------------	------------------

- ア 外国人留学生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の四の表に掲げる留学の在留資格をもって在留する者であって、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設又は日本語学校に在籍している外国籍の者をいう。
- イ 外国人技能実習生 入管法別表第一の二の表に掲げる外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入事業所によって雇用される者をいう。
- ウ 特定技能外国人 入管法別表第一の二の表に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。
- エ 特定活動外国人 出入国在留管理庁が示す「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置についてにより、特定活動（4か月・就労可）の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。
- オ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

- (2) 介護職員就労継続支援助成事業 町内介護事業所等に直接雇用された介護従事者（勤務形態は問わない。）
(助成対象となる範囲並びに助成金)

第4条 助成対象となる範囲並びに助成金額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 外国人介護職員受入支援助成事業 受入事業所が外国人介護職員を新たに受入れるにあたって、当該年度の4月1日から3月31日までに負担した経費（教材費、備品購入費等）であって、町長が認めた経費（消費税及び地方消費税を除く。）について、1人あたり5万円を上限として助成（ただし、外国人介護職員又は受入事業所が、国、道又は民間団体等から同様の経費について助成金等の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、

助成の対象としない。)

(2) 介護職員就労継続支援助成事業 次に定める額を助成

ア この要綱の施行日以降に、町内介護事業所等に直接雇用された介護職員であり、雇用の日から6か月を経過した日時点で雇用されている者に対し、1万円を助成(ただし、雇用の日以前1年以内に町内介護事業所等に雇用されていた者、又は申請した日時点で町内介護事業所等に雇用されていない者は除く。)

イ アの規定による助成を受けた者のうち、雇用の日から引き続き3年間町内介護事業所等に雇用され3年を経過した日時点で雇用されている町内在住者に対し5万円を助成(ただし、3年を経過した日以前1年の間、余市町に住民登録されていない者は3万円とする。)

(申請)

第5条 前条の規定による助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 外国人介護職員受入支援助成事業

ア 外国人介護職員受入支援助成金支給申請書(第1号様式)

イ 外国人介護職員受入支援助成金内訳書(第2号様式)

ウ 外国人介護職員受入支援助成対象者個票(第3号様式)

エ 在留カードの写し

オ 住民票の写し

カ 外国人技能実習生については、技能実習計画書及び技能実習計画認定通知書の写し

キ 特定技能外国人については、特定技能外国人支援計画書の写し

ク 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者については、マッチングの成立したことが確認できる書類

ケ 外国人介護職員との関係を示す証明書等(雇用契約書等)

コ 生活必需品については、品名及び金額が確認できる領収書等の写し (2)

介護職員就労継続支援助成事業

ア 介護職員就労継続支援助成金支給申請書(第4号様式)

イ 雇用証明書(第5号様式)

(申請期間)

第6条 前条の申請をすることができる期間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 外国人介護職員受入支援助成事業 外国人介護職員を雇用した日から、

雇用した日の属する月から起算して6か月後の月末まで

(2) 介護職員就労継続支援助成事業 第4条第2号アに定める助成は町内介護事業所等に雇用された日から6か月経過した日を起算日として3か月を経過する日まで、同号イに定める助成は町内介護事業所等に雇用された日から3年経過した日を起算日として3か月を経過する日まで

(支給の決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請を受けたときは、申請書類を審査により、支給の可否を決定し、その結果を次に掲げる通知書により通知するものとする。

(1) 外国人介護職員受入支援助成事業 外国人介護職員受入支援助成金支給決定通知書(第6号様式)又は外国人介護職員受入支援助成金不支給決定通知書(第7号様式)

(2) 介護職員就労継続支援助成事業 介護職員就労継続支援助成金支給決定通知書(第8号様式)又は介護職員就労継続支援助成金不支給決定通知書(第9号様式)

(支給決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が前条の規定による助成金の支給決定を受けた後に支給要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正な手段により支給を受けた場合は、支給額の全部又は一部を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 外国人介護職員受入支援助成事業 外国人介護職員受入支援助成金支給決定取消通知書(第10号様式)

(2) 介護職員就労継続支援助成事業 介護職員就労継続支援助成金支給決定取消通知書(第11号様式)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 町は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。